

# 裁判員裁判は少年事件において必要なのか

190732 法学部 4 年 清水大夢

目次

1. 始めに
2. 裁判員裁判とは
3. 裁判員裁判のメリット
4. 裁判員裁判のデメリット
5. 少年裁判において果たして裁判員裁判は必要なのか
6. 終わりに

## 1. 始めに

裁判員裁判をなぜ少年事件の対象としたのか。また、対象としたうえでの様々な分野での効果とはどのようなものがあるのだろうか。

司法的な効果。行政的な効果。社会的な効果。一般的な効果…。様々な方向から探ってみてもこれといったものが見つからない。思い浮かばない。

「裁判員裁判は少年事件においてはっきりとした効果がないのに必要なのか。」

疑問に思ったのでこのレポートをまとめている次第である。

## 2. 裁判員裁判とは

「裁判員制度」とは、2009年5月21日から刑事裁判において、国民が裁判員として参加する制度のことである。

裁判員裁判は、選挙人名簿から作成される20歳以上の裁判員候補者名簿の中から無作為に選出された裁判員6人と裁判官3人が、審理に出席し、証拠調べ手続きや弁論手続きに立ち会い、評議・評決を行う。

裁判員裁判の趣旨は、裁判員法第1条において「この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の特則その他の必要な事項を定めるものとする」と定められている。

つまりは、様々な立場の国民から選ばれた裁判員が裁判に参加し、裁判官とともに考える裁判員制度が実施されることで、国民の理解しやすい裁判を実現することを趣旨としているということである。

少年裁判において裁判員裁判の導入は行われているが、懐疑的な意見も多々出ている。2012年1月19日に日本弁護士連合会から提出された「少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書」には、『裁判員制度の下で少年逆送事件が審理されることにより、少年法の理念が変容したり、弁護活動が不当に制約されることによって、少年法55条の家裁移送の制度が死文化したりするような事態にならないような運用が検討されるべきである』<sup>1</sup>そして、『少年事件にふさわしい立法的手立てをした上で適切な運用を図るべく法曹三者が努力しても現状の改善が望めないのであれば、少年事件を裁判員制度の対象から外すという方法も考えなければならない』ということも提言されている。<sup>2</sup>

果たして、社会調査をもとに専門的な様々な見地から判断する少年事件において裁判員制度は必要であるのであろうか。

### 3.裁判員裁判のメリット

検討していくにあたり、まず少年事件における裁判員裁判のメリットを挙げてみる。

1つ目に、一般感覚から離れた判決の防止のために一般人の感覚に近い裁判を実現できることである。

専門的な知識によりすぎた判決は一般人にとって懐疑的な意見が出てくるが多くなる。そのため一般人の感覚から離れすぎないように判決をしていくことが必要になる。

2つ目に、国民から司法が切り離されている問題の解消のために国民に身近な司法制度として置かれていることである。

3つ目に、司法関係者が裁判員にとって分かりやすい裁判を展開できるようになることである。

専門的な知識を持ち合わせていない一般国民にとって裁判中分からないことが多々ある。そのような事態に対応するべく裁判を信仰するために必要な情報を最低限まで減らし、わかりやすい言葉によって裁判が進められることになる。

4つ目に、迅速な裁判を実行することにより裁判の長期化を防ぐことができることである。

裁判が長期化することによって加害者の心身の喪失や予算の肥大化が問題となる。これらを解決するために裁判の迅速化が求められている。

メリットに関しては上記の4点が挙げられる。

---

<sup>1</sup> 日本弁護士連合会 『少年逆送事件の裁判員裁判に関する意見書』（2012年1月19日）

<sup>2</sup> 日本弁護士連合会 『前掲・注(1)』

#### 4.裁判員裁判のデメリット

では、逆にデメリットを挙げて検討してみる。

1つ目に、少年事件において裁判員の責任が重すぎることである。

少年事件において「①死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に関する事件、もしくは、②法定合議事件(法律上合議体で裁判することが必要とされている重大事件)であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に関する事件が裁判員裁判の対象事件」となる。具体的には、殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、身代金目的誘拐罪、危険運転致死罪等の重大な犯罪があたる。

このような事件において裁判員が感じる責任というものはとても重く、精神面において多大な負担がかかるようになってしまう。

また、被害者や加害者による判決後の報復への恐れも精神面に多大な影響を与えてしまう。

2つ目に、将来がある少年にとって人生を左右する裁判であるのにも関わらず、公判期間が短すぎると言う点である。

おおよそ裁判員裁判は5日程度で終決する。5日では少年の社会調査をもとにした判断が出来ないのではないかと考えられている。

日本弁護士連合会の調査<sup>3</sup>によると『専門家証人の尋問あるいは鑑定請求をしたものは6件あり、うち2事例では鑑定が採用されており、他の3事例では専門家証人が採用されているが、残り1事例では、弁護側が私的鑑定を実施して私的鑑定人を専門家証人として尋問を請求したにもかかわらず、採用されなかった。』とされている。また、『そもそも専門家証人の尋問や鑑定の実施を請求していない大多数の事例の中には、年齢切迫のため情状鑑定の請求自体を断念した事例もあるが、必要と思われる事例で弁護人が鑑定請求をしていないものや、弁護人が元家裁調査官の証人尋問請求を検討したが、裁判所から両親の尋問と被告人質問の時間を長く取るから元家庭裁判所調査官の尋問はしないとわれ、請求しなかったものもある。』と書かれている。

つまりは、迅速な裁判を進行しようとするがあまり、科学主義が失われ、争点が過度に絞り込まれてしまっているといえる。

3つ目に、専門的な知識が損なわれ適切な判決がなされないという可能性が生じるという点である。

少年法9条には「前条の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」と定められている

---

<sup>3</sup> 日本弁護士連合会 『前掲・注(1)』()5頁3~7頁8行

が、一般人という専門知識のない人物が裁判に参加することによって専門的な知識を持たない感情的な意見が採用されてしまう可能性がある。

実際に報道の中に知識を持ち合わせないその場しのぎであるにとらえられる『少年だということは重視しなかった。命を奪った罪に対して同等の罰を受けるべきだと思った(2010年12月15日読売新聞朝刊)』<sup>4</sup>という言葉も見られた。

また、裁判員裁判はわかりやすい簡潔な裁判を行うことになっている。つまりは社会調査で出てきた必要な情報が省かれてしまう可能性が否定できないということである。

実際、これまでに全国で行われた少年の裁判員裁判の中では、社会記録の一部分だけが裁判での証拠として提出され、その大部分が証拠とならず、裁判員の目に触れることはなかったという事例も報告されていることが分かっている。<sup>5</sup>

4つ目にプライバシーの問題が挙げられる。

少年にとって個人情報世間に流れ出すことは将来の社会進出に大きな障害となる。少年の更生を趣旨とする少年法において相反するものとなってしまう。

また、少年の家族など周囲の人たちにとっても少年の情報が流れることが生活に支障をきたすものとなる。「地域住民の目が気になり家に住み続けることが出来ない」、「犯罪者の親として仕事をやめなければならない」等少年の将来に支障をきたす程度の生活への障害が生じてしまう。

## 5. 少年裁判において果たして裁判員裁判は必要なのか

上記のメリット、デメリットを考慮した上で自分は少年事件における裁判員制度は必要ではないという結論を出した。

主に「社会調査による少年の利益が失われる可能性があること」、「未来ある少年の裁判にしては短期化しすぎていること」、「少年法9条にある専門的な知識が一般人には持ち合わせていない」、最も必要な点が「少年法1条の少年法の理念に反している」という点である。

少年法の理念は保護主義にもとづく少年の保護にあるが、上記のようなデメリットによって少年の保護が十分に達成出来ないという問題が挙げられる。

## 6. 終わりに

---

<sup>4</sup> 読売新聞朝刊 (2010年12月15日)

<sup>5</sup> 日本弁護士連合会 『前掲・注(1)』(3、社会記録について)5頁3~7頁8行

少年法の理念に反する制度は少年事件において必要か。少年事件における裁判員制度ではなく少年法が不要なのか、少年法ではなく少年事件における裁判員制度が不要のかは議論しなくても明確な答えが出てくる。

少年の未来を守るためにも少年法は必要である。だからこそ少年事件における裁判員制度は必要ではないと考える。